

令和3年第3回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年3月5日（金）午後2時00分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について

議案第2号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号

非農地通知について

議案第4号

非農地証明願について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員 7名 ※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一	2番 佐藤 進蔵
3番 後藤 利夫	4番 小畑 義宏
5番 齊藤 孝一	6番 藤内 宣幸
7番 星野 賢一	

出席職員 事務局長 塩出 政弘 主査 吉岡 千紘

午後 2 時 0 0 分 開会

(局 長) それでは、只今より令和 3 年第 3 回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は 7 名で、過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたことを、ここに、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。

また、離席する場合は、議長に許可をもらってください。

それでは、会長よろしくようお願いいたします。

(会 長) 皆さん、お疲れ様でございます。

早いもので、3 月となり、中山間地域の方々には、まもなく、田植えの準備に入るのではないかと思います。

また、来週からは、天間地区から集落説明会が開催されますので協力のほど、よろしくお願いいたします。

コロナ禍で緊急事態宣言も 1 都 3 県で 2 週間の延長を行い、決め手と期待されるワクチン接種でも収束の道筋が見えないとのことですので、ご協力をお願いします。

コロナ対策を考慮して、本日の総会は短時間で終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、本日の総会は、総会会議規則第 7 条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出につ

いて、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか？

(委 員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、4番小畑委員、5番齊藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

それでは、只今より、令和3年第3回別府市農業委員会総会をはじめたいと思います。

まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。本日の総会議案につきましては、お手元にお配りしております、別府市農業委員会総会議案の2枚目でございますのでご覧いただきたいと思います。

第3回別府市農業委員会総会次第でございます。

これから4の議事に入ります。議案が第1号から第4号まで14件、報告第1号が7件で合計21件あります。それでは、議長よろしくお願いいたします。

(議 長) それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。それでは議事にはいります。

(事務局) ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について 番号1 賃貸人 大分市の方、賃借人、東京都の株式会社 区分 市街化調整区域 申請の土地 大字南立石 7筆 合計912.3㎡。

施設の概要 バイナリー発電試掘用地として及び噴気試験設備設置場として(一時転用) 転用の時期 今回申請期間(許可あり次第から令和4年3月31日)で、前回一時転用許可期間令和3年3月31日までから一年延長となっています。

令和2年2月農業員会総会において別府市温泉発電等の共生を図る条例の承認と同時許可とする旨の5条転用許可決定をし、上記承認があるまでの期間一時転用の延長をしたものであるが、新型コロナウイルスの影響により承認を受けるための事業計画が完了しないため、再度一時転用許可期間の延長申請をするもの。

お手元の別紙 総会議案資料をご覧ください。

1ページが事業計画変更申請書です。まんなかよりちょっと下の工事完了のところが、変更前令和3年3月31日から変更後令和4年3月31日に変更しています。

2ページが変更理由書です。今回の変更申請は5回目で、理由は新型コロナウイルスの影響により、「別府市温泉発電等の地域共生を図る条例」の事前協議完了通知の受理に時間がかかるということです。3ページが工程表です。今のところ、9月に承認される予定だそうですが、延長の理由が新型コロナウイルスの影響ということなので、長めに見積もって、来年3月末まで一時転用の期間を延長するということです。

4ページが位置図、5ページが字図、6ページが現況写真です。以上です。

- (議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、地元の佐藤委員さんから補足説明をお願いします。
- (佐藤委員) 特に補足説明はありませんが、周りの環境が変わってきたこともあって、このような延長が出てきています。
- (議 長) 只今、事務局及び佐藤委員から説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。
- (議 長) ご意見・ご質問もないようであります。
それでは、議案第1号申請番号1について、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
- (委 員) 異議なし
- (議 長) 異議なしとのことであります。
議案第1号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」の申請番号1については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
5件ありますが、利用権を設定するものが同人でありますので、申請番号1番から5番まで続けて事務局の説明を求めます。
- (事務局) それでは議案の2ページをお開きください。議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

て 番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、外1筆 計601㎡です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年3月5日から令和8年3月4日。設定理由 利用権を設定する者、高齢のため耕作困難。利用権を受ける者、祖父の農業を手伝っていたが、今般申請地を借り受け新規就農したい。

番号2 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、1,044㎡です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年3月5日から令和8年3月4日。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難のため。利用権を受ける者、祖父の農業を手伝っていたが、今般申請地を借り受け新規就農したい。

次のページをお開きください。

番号3 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、6,568㎡のうち2,400㎡です。利用権の種類、貸貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年3月5日から令和8年3月4日。貸貸支払い 直接。設定理由 利用権を設定する者、規模縮小のため。利用権を受ける者、祖父の農業を手伝っていたが、今般申請地を借り受け新規就農したい。

番号4 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、4,671㎡です。利用権の種類、貸貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年3月5日から令和8

年3月4日。貸賃支払い 直接。設定理由 利用権を設定する者、耕作困難のため。利用権を受ける者、祖父の農業を手伝っていたが、今般申請地を借り受け新規就農したい。

次のページをお開きください。

番号5 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、外1筆 計 2,396 m²です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 田。利用期間 令和3年3月5日から令和8年3月4日。貸賃支払い 直接。設定理由 利用権を設定する者、規模縮小のため。利用権を受ける者、祖父の農業を手伝っていたが、今般申請地を借り受け新規就農したい。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。

それでは、地元の後藤委員さんから補足説明をお願いします。

(後藤委員) かなり借りてくれる方で、今、言われた5名の方に借りて水田合計が1町1反ぐらいございます。古賀原に住んでいる20代の方で内成で耕作するのは初めてですが、国東の方で借りているという事を聞いていますので素人ではございません。祖父が古賀原でお茶園を営んでいて、それのお手伝いもしています。農業に対してもやる気のある方です。一方、地区の消防団員にも入っておりまして、地区の行事やいろんなことにも積極的に参加され、信頼のある方で問題なくやっていける方だと思います。

(議長) 只今、事務局及び後藤委員から説明が終わりました。議案第1号申請番号1番から5番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) 利用権を受ける者は農業者ですか。
お米をつくるのですか。
貸し手の方は今まで荒れていたのですか、それとも、お米等を作っていたのですか。

(後藤委員) 新規就農者であります。国東の方で3町ぐらい水田をお手伝いしているみたいです。内成ではお米を作ります。
ほとんどが荒れていた土地になります。利用権を受ける者は荒れた土地の草を取ったり、表土を変えたり、畔を造ったりしていつでもできる状態に復元している。

(議 長) 他にありませんか。特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1番から5番まで一件ずつ採決をします。申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議 長) それでは、申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議 長) 続きまして、申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議 長) 続きまして、申請番号4番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号4番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議 長) 続きまして、申請番号5番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」の申請番号5番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

(議 長) 続きまして、議案第3号「非農地通知について」を議題といたします事務局より説明を求めます。

(事務局) ご説明いたします。令和2年度利用状況調査で非農地と判断した農地について、52,407㎡30世帯に対し意向調査を行った結果、今後開墾等して農地として維持することが出来ないとの回答が6,254㎡、7世帯からございましたので、今回の総会において議決が得られれば、非農地とし農地台帳から削除し、非農地通知を発出するものです。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。
何かご意見、ご質問はございませんか。

(議 長) 別に、ご意見もないようですので、議案第3号「非農地通知について」は、すべて承認することにご異議ございませんか。

(委 員) 異議なし

(議 長) 別にご異議がないようでございます。
それでは、議案第3号「非農地通知について」はすべて承認し、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第4号「非農地証明願」について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

(事務局) ご説明いたします。議案の7ページをご覧ください。申請人 別府市の方 区分 市街化区域、申請の土地、大字南畑、畑、現況宅地、376㎡、申請地の状況、宅地 理由、昭和30年に住宅を建設し、そのまま宅地として使用している。
別紙の総会議案資料の7ページが今回提出された非農地証明願입니다。8ページが申請の土地の位置図で、9ページが、字図です。10ページが現況写真、11ページが令和2年度別府市固定資産税都市計画税納税通知書です。申請の土地は、登記地目が畑、課税地目が宅地となっています。そして、一番下の家屋の欄に、昭和30年新築、住宅と記載されているのが、10ページに写っている家です。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。
それでは、地元の小畑委員さんから補足説明があればお願いします。

(小畑委員) 現地を確認したところ、ここは大所であります。今回の申請した土地は171番1であるが固定資産の資料の家屋になっているのは171番4だけになっている。確認したところ大部分が171番1の上に建物は立っていますので問題ないと思っています。

(議長) 只今、事務局及び小畑委員から説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(議長) 特にご意見・ご質問もないようであります。

それでは、議案第4号「非農地証明願について」は、証明することにご異議ございませんか？

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第4号、「非農地証明願について」は、申請のとおり証明することに決定いたしました。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号4までについて、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

15時10分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 4 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 5 番 委 員 _____ 印